

獣医療における診療費用広告の考え方（案）

- 1 獣医療では、「専門科名」「一部の技能・療法」などについて、広告可能となっているが、低価格診療等による不当な誘引や不適切な診療により飼育者や飼育動物が実害を被る可能性があることから、診療費用の併記はできないこととなっている。
- 2 一方、飼育者にとって、診療費用も含めた獣医療サービスに関する情報が診療施設選択のために必要な情報となっている。
- 3 前回の議論では、診療費用広告の全てを禁止することは、時代にそぐわないとの方向性が示された。広告可能とする場合は、診療内容、料金の表示方法、リスクへの対応などを考慮するなど条件が必要との意見が挙げられた。
- 4 これらを踏まえ、獣医療における診療費用広告の考え方は、以下のとおりとする。
 - (1) ノミ・ダニの予防など「日常の予防に関すること」や「マイクロチップの挿入」などの一般的な診療については、診療費用含めて飼育者にとって診療施設を選択するに当たり必要な情報の一つである。

このため、表示可能とする場合、診療費用のみを表示するのではなく、人の医療の自由診療と同様に①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項を表示することが望ましい。
 - (2) 現在広告することができない高度な診療行為については、獣医療の高度化・専門化が進んでおり、診療施設を選択するに当たって飼育者にとって必要な情報の一つである。

このため、必要な獣医療サービスを正しく選択するため、①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③診療費用、④治療等に係る主なりスク、副作用等を含めて表示することが望ましい。